

鳥取県肝臓病月間実施要綱

平成25年6月28日
健康医療局健康政策課

第1 目的

我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因するウイルス性の肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めている。肝炎ウイルスに持続感染していると推測される者は、B型肝炎ウイルス（HBV）で100万～130万人、C型肝炎ウイルス（HCV）で150万～200万人とされ、国内最大の感染症とされるなど、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策は喫緊の課題となっている。

特に本県の肝臓がんは、全国と比較し、死亡率、罹患率が高いことや、肝臓がんの大きな原因とされる肝炎ウイルス陽性率についても高い傾向にあるほか、肝炎ウイルスに対する知識不足や誤解により、感染者に対する差別や偏見が存在するなど、多くの課題が指摘されている。

平成25年4月に制定した「鳥取県肝炎対策推進計画」第5の規定に基づき、7月を鳥取県肝臓病月間と定め、あらゆる世代の県民に対し、肝炎及び肝臓がんを中心とする肝臓病について正しい知識の普及を図ることを目的とする。

第2 期間

毎年7月1日から7月31日までの1ヶ月間とする。

第3 実施内容

県は、県内の肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関、医師会を含む医療関係者、医療保険者、事業主、肝炎患者団体などの関係団体と連携し、啓発に取り組む。

(1) 啓発方法

- ア. 各種広報媒体を活用した効果的な広報
- イ. 関係団体との連携を通じた普及啓発

(2) 主な啓発項目

- ア. 肝炎ウイルス検査による肝炎ウイルスの早期発見の重要性
- イ. 肝炎ウイルスの新たな水平感染防止について
- ウ. 肝臓病の病態に応じた適切な医療を受けることの重要性
- エ. 知識不足や誤解による偏見・差別の防止 など